

タブレット端末等の弁償に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、守口市立学校タブレット端末使用要領（令和3年4月1日施行。以下「要領」という。）に基づき、守口市教育委員会が所有するタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）等を児童生徒及びその保護者並びに職員（以下「使用者」という。）に使用させるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の範囲)

第2条 破損・紛失の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要するタブレット端末等の破損事由の範囲」によるものとする。

(弁償の方法)

第3条 使用者が、タブレット端末等を破損若しくは亡失したときは、使用者が所属する各学校長（以下「管理責任者」という。）は、使用者に対し「タブレット端末等破損・紛失届」を提出させるとともに、教育センター長に報告するものとする。

2 教育センター長は、管理責任者から前項の報告があったときは、第2条に定める負担基準に従い、使用者の負担割合を定め、タブレット端末等の修理・交換に要した額を限度として、使用者に弁償するよう求めるものとする。

3 使用者は、前項に規定する請求を受けた場合は、30日以内に弁償金を納付しなければならない。

第4条 教育センター長は、タブレット端末の破損・紛失の原因が当該端末の使用者以外の第三者にあるときは、当該第三者に対し、適切に弁償を求めるものとする。

2 教育センター長は、前項の第三者が他のタブレット端末の使用者であるときは、当該第三者に対し弁償を求める範囲を定めるにあたっては、第2条の例にならうものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、教育センター長が定める。

附則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年9月1日から施行する。